

静岡県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

掛川市

2 都市計画事業の種類及び名称

東遠広域都市計画下水道事業 掛川市公共下水道（大東処理区）

3 事業施行期間

自 平成8年2月6日

至 令和13年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

平成8年静岡県告示第95号、平成13年静岡県告示第115号、平成15年静岡県告示第260号、平成16年静岡県告示第646号、平成19年静岡県告示第371号、平成22年静岡県告示第303号、平成27年静岡県告示第195号及び令和2年静岡県告示第265号の事業地から、静岡県掛川市大字浜川新田字外ノ切開地並びに大字国安字同所新田地内において事業地を削除する。

(2) 使用の部分

変更なし